

今後の学校における教師の特別支援教育に関する 専門性の向上や研修の在り方

前田 利幸*

Improvement of Teachers' Specialization and Training in Special Needs Education in Schools in the Future

Toshiyuki MAEDA

キーワード：学校経営、特別支援教育の経験、新たな研修制度、校長の指導助言

1 はじめに

文部科学省が設置した特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議において、令和4年3月31日に「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」(以下「報告」とする。)[1]が取りまとめられた。報告では、特別支援教育を担う教師の専門性の向上のための養成・採用・研修等に関して、教育委員会や学校、大学等において取り組むべき内容の方向性が示されているが、特別支援教育に関わる教師の現状と課題として、次のことが挙げられている。

- ①特別支援教育の「個別最適な学び」と「協同的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与することから、特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくことが必要であること。
- ②特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無いことから、多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施していること。
- ③小学校等の特別支援学級の臨時的任用教員の割合は、学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上であることから、特別支援

教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたつて計画的に育成・配置されているとは言いがたい状況であること。

また、教員の特別支援教育に関する意識について、秋山(2004)は、特別支援教育対象児童生徒の指導経験のある教員と指導経験のない教員の指導に対する負担感について調査し、特別支援教育対象児童生徒への指導では、傍でみて感じる負担よりも実際の指導では別のところに負担があるとし、教員間でそれぞれの意識のズレがあることを自覚すること、管理職もそのズレについて理解することが必要であるとしている。[2]

相磯・都築(2009)は、通常の学級担任の特別支援教育への意識に関する調査で、特別支援学級、通級指導教室を担任(担当)した経験のある教師は、気になる子どもの実態を見極め、適切な学習方法を選択できてきていることや、気になる子どもを担当した経験のある教師の方が、自分の担当に関わらず校内の気になる子どもに積極的に関わろうとする姿勢が見られるとしている。[3]

高梨・石川(2021)は、通常学級での特別支援教育に対する教員の意識に関する調査で、子どもたちのつながりだけでなく教員同士が意識の面からも実践においてもつながっていくことが望まれるとし、教員同士の内省や気づきにつながる場づくりについて模索していくことが今後の課題であるとしている。[4]

これらの研究から、特別支援教育に関する経験がその後の個々の教員の意識や実践に影響を

* 滋賀大学教育学研究科(教職大学院)

与えていることは明らかで、校長はそのことを踏まえて個々の教員の専門性の向上や校内の特別支援教育を推進しなければならない。

実際の学校現場では、報告にあるように、特別支援教育を必要とする児童生徒が増加し、多くの学校がその対応に苦慮している現状がある。筆者も、校長として担任ともコミュニケーションを図り指導について共通理解をしながら、特別支援学級在籍の児童生徒とは積極的に関わるようにした。特に中学校では、暴力行為や暴言、授業エスケープ等生徒指導上の課題をもつ生徒もいて、保護者との懇談や関係機関を交えてのケース会議等、個別の対応に追われることも多かった。また、特別支援学級在籍の生徒のことでなく、通常学級にも特別支援教育を必要とする生徒も多数いることから、特別支援教育を学校経営上の重点課題として位置づけ、今後を見据えて全ての教員が特別支援教育に関する意識を高めることに取り組んだ。さらに、人材育成の視点からも特別支援学級の担任を経験させることが教師としての資質向上につながると確信し、力量のある若手教員を特別支援学級の担任にしてきた。

筆者だけでなく、特別支援教育を必要とする児童生徒の対応が学校の重要課題となっており、学校経営を進める上でも大きなウエートを占めていると感じている校長は少なくないと思われる。目の前にいる子どもへの日々の実践はもちろん、担任や校務分掌、個々の教員の資質向上についても考えながら、学校全体の特別支援教育を推進していかなければならない。

そのような学校現場の現状で、報告で示された今後の具体的な方向性についてどこまでできるのか、課題克服のために学校でどのようなことができるのか、その方法について検討が必要であると考えた。

そこで、本研究では、以下の作業を行う。第一に、事例自治体の校長対象調査を基に、特別支援教育や関連する教師の専門性向上への課題意識を確認する。第二に、その結果と筆者自身の管理職としての経営実践をもとに、課題克服の方法を検討する。

2 調査の方法

(1) 調査の目的

特別支援教育に関わる教師を取り巻く現状はどうであるのか調査し、報告で示された今後の具体的な方向性についてどこまでできるのか、特に「任命権者及び校長は、全ての新規採用教員がおおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験することとなる状態を目指し、人事上の措置を講ずるよう努めること。」について、実現の可能性や課題について明らかにする。

(2) 対象と時期

S県H市の校長24名（小学校17名、中学校7名）を対象に質問紙を送付した。令和4年7月27日から8月12日の期間で回答を依頼し、24名全員から回答を得ることができた。

(3) 調査の項目

【特別支援学級に関することについて】

- ①特別支援学級数及び在籍児童生徒数
- ②担任について（教諭か臨時講師か、教職経験年数、特別支援学級担任通算経験年数、特別支援学校教諭免許状所有の有無）
- ③今後の特別支援学級数及び在籍児童生徒数の見通し

【管理職の特別支援教育に関する経験について】

- ①特別支援学級の担任及び特別支援教育コーディネーターの経験の有無

【特別支援教育に関する研修について】

- ①学校全体で実施した令和3年度の特別支援教育に関する研修の回数
- ②学校全体で実施を予定している令和4年度の特別支援教育に関する研修の回数
- ③（独）国立特別支援教育総合研究所（特総研）の学習コンテンツについて
- ④特別支援教育に関する研修で工夫していることや課題等について（自由記述）

【教師の専門性の向上に関することについて】

- ①報告で示された教師の専門性の向上のための具体的な方向性にある「任命権者及び校長は、全ての新規採用教員がおおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験することとなる状態を目指し、人事上の措置を講ずるよ

う努めること。合わせて、採用から10年以上経過した教師についても、特別支援教育に関する経験を組み込むよう努めること。」について

- ・校長としてのこの方向性に対する考え及び自分の学校での実施について
- ・実施する場合、課題となることや校長としての要望等（自由記述）

3 調査の結果

【特別支援学級に関することについて】

①特別支援学級数及び在籍児童生徒数（各年度5月1日現在）

表1～3および図1～2のように、H市小学校の特別支援学級数は、平成30年度と令和4年度を比較すると、学級数は20学級増(56→76)、市全体の学級数に占める割合は6.0%増加(20.1%→26.1%)、中学校についても、平成30年度と令和4年度を比較すると、学級数は2学級増(27→29)、市全体の学級数に占める割合は1.5%増加(22.3%→23.8%)している。小中学校合わせると、平成30年度と令和4年度を比較すると、学級数は22学級増(83→105)、市全体の学級数に占める割合は4.6%増加(20.8%→25.4%)している。

H市小学校の特別支援学級在籍児童数は、平成30年度と令和4年度を比較すると、児童数は111名増(245→356)、市全体の児童数に占める割合も1.9%増加(3.9%→5.8%)、中学校についても、平成30年度と令和4年度を比較すると、生徒数は33名増(98→131)、市全体の生徒数に占める割合は1.0%増加(3.3%→4.3%)している。小中学校合わせると、平成30年度と令和4年度を比較すると、児童生徒数は144名増(343→487)、市全体の児童生徒数に占める割合は1.7%増加(3.6%→5.3%)している。

②特別支援学級の担任について

令和4年度のH市小学校特別支援学級担任は、教諭47名臨時講師29名で、特別支援学級担任に対する臨時講師の割合は38.2%(図3)、中学校については、教諭26名臨時講師3名で、特別支援学級担任に対する臨時講師の割合は10.3%(図4)である。小中学校合わせると、教諭73名臨時講師32名で、特別支援学級担任に対する臨時講師の割合は30.5%(図5)である。報告で

は、特別支援学級の臨時的任用教員の割合は小学校23.69%、中学校23.95%であり、H市では、小学校においてこれを大きく上回っている。

表1 H市小学校

	H30	R1	R2	R3	R4
学級数	56	61	59	67	76
市全体	278	288	279	285	291
率	20.1%	21.2%	21.1%	23.5%	26.1%
児童数	245	259	289	310	356
市全体	6351	6400	6325	6210	6148
率	3.9%	4.0%	4.6%	5.0%	5.8%

表2 H市中学校

	H30	R1	R2	R3	R4
学級数	27	26	28	28	29
市全体	121	119	121	122	122
率	22.3%	21.8%	23.1%	23.0%	23.8%
生徒数	98	104	114	124	131
市全体	3055	3025	3040	3066	3013
率	3.3%	3.4%	3.8%	4.0%	4.3%

表3 H市小中合計

	H30	R1	R2	R3	R4
学級数	83	87	87	95	105
市全体	399	407	400	407	413
率	20.8%	21.4%	21.8%	23.3%	25.4%
児童生徒数	343	363	403	434	487
市全体	9406	9425	9365	9276	9161
率	3.6%	3.9%	4.3%	4.7%	5.3%

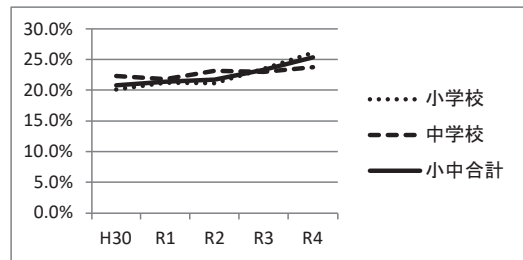


図1 H市の特別支援学級数の推移

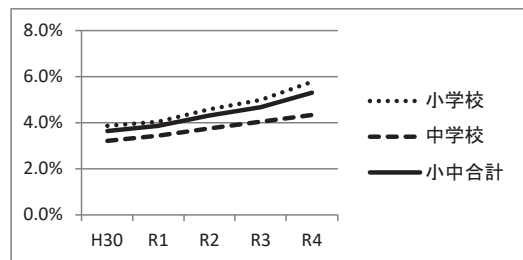


図2 H市の特別支援学級在籍児童生徒数の推移

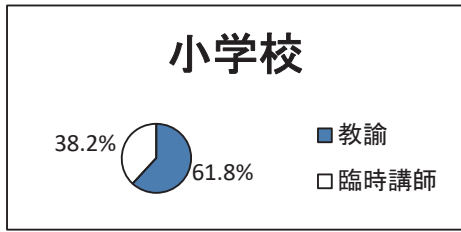


図3 令和4年度H市小学校特別支援学級担任

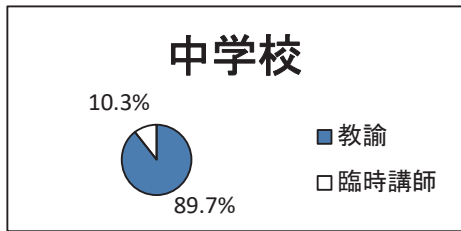


図4 令和4年度H市中学校特別支援学級担任

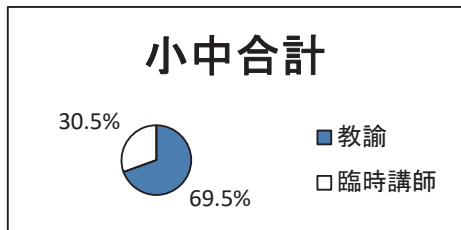


図5 令和4年度H市小中学校特別支援学級担任

令和4年度のH市小中学校特別支援学級担任の教職経験年数について、表4から6および図6から8に示した。

H市の小中学校における特別支援学級担任の教職経験年数の特徴として、小中学校とも教職経験6年目から15年目までの教諭が占める割合が小学校で46.8%、中学校で34.6%、小中学校合わせて42.5%と多くなっている。

また、教職経験年数が31年以上の教員が多いことも特徴として挙げられる。小学校では臨時講師の担任29名中12名(41.4%)、中学校では教諭の担任26名中10名(38.5%)となっている。

なお、10年目までの教諭が占める割合は小学校で34.0%、中学校で19.2%、小中学校合わせて28.8%となっている。

表4 令和4年度H市小学校特別支援学級担任の教職経験年数

	1-5	6-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-
教諭	5	11	11	4	5	3	8
率	10.6%	23.4%	23.4%	8.5%	10.6%	6.4%	17.0%
臨時講師	5	2	4	3	1	2	12
率	17.2%	6.9%	13.8%	10.3%	3.4%	6.9%	41.4%
計	10	13	15	7	6	5	20
率	13.2%	17.1%	19.7%	9.2%	7.9%	6.6%	26.3%

表5 令和4年度H市中学校特別支援学級担任の教職経験年数

	1-5	6-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-
教諭	0	5	4	3	0	4	10
率	0.0%	19.2%	15.4%	11.5%	0.0%	15.4%	38.5%
臨時講師	2	0	0	1	0	0	0
率	66.6%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
計	2	5	4	4	0	4	10
率	6.9%	17.2%	13.8%	13.8%	0.0%	13.8%	34.5%

表6 令和4年度H市小中学校特別支援学級担任の教職経験年数

	1-5	6-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-
教諭	5	16	15	7	5	7	18
率	6.8%	21.9%	20.5%	9.6%	6.8%	9.6%	24.7%
臨時講師	7	2	4	4	1	2	12
率	21.9%	6.3%	12.5%	12.5%	3.1%	6.3%	37.5%
計	12	18	19	11	6	9	30
率	11.4%	17.1%	18.1%	10.5%	5.7%	8.6%	28.6%

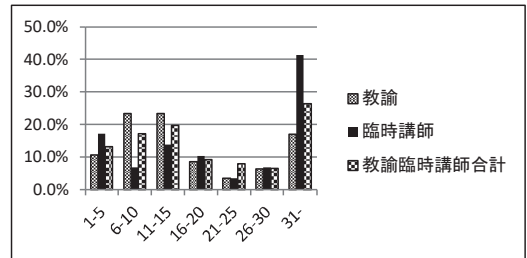


図6 令和4年度H市小学校特別支援学級担任の教職経験年数

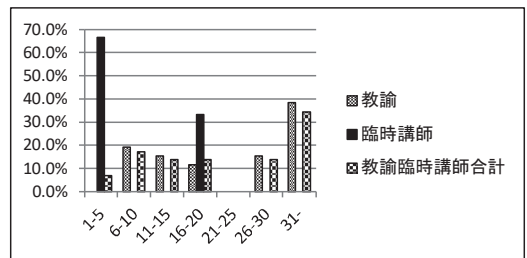


図7 令和4年度H市中学校特別支援学級担任の教職経験年数

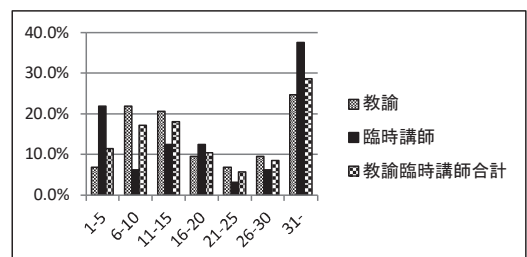


図8 令和4年度H市小中学校特別支援学級担任の教職経験年数

令和4年度のH市小中学校特別支援学級担任の特別支援学級担任通算経験年数について、表7から9および図9から11に示した。

小中学校どちらも1年から5年の教員の割合が小学校81.6%、中学校58.6%と最も多かった。

表7 令和4年度H市小学校特別支援学級担任通算経験年数

	1-5	6-10	11-15
教諭	39	5	3
率	83.0%	10.6%	6.4%
臨時講師	23	4	2
率	79.3%	13.8%	6.9%
計	62	9	5
率	81.6%	11.8%	6.6%

表8 令和4年度H市中学校特別支援学級担任通算経験年数

	1-5	6-10	16-20	21-25
教諭	14	8	2	2
率	53.8%	30.8%	7.7%	7.7%
臨時講師	3	0	0	0
率	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	17	8	2	2
率	58.6%	27.6%	6.9%	6.9%

表9 令和4年度H市小中学校特別支援学級担任通算経験年数

	1-5	6-10	11-15	16-20	21-25
教諭	53	13	3	2	2
率	72.6%	17.8%	4.1%	2.7%	2.7%
臨時講師	26	4	2	0	0
率	81.3%	12.5%	6.3%	0.0%	0.0%
計	79	17	5	2	2
率	75.2%	16.2%	4.8%	1.9%	1.9%

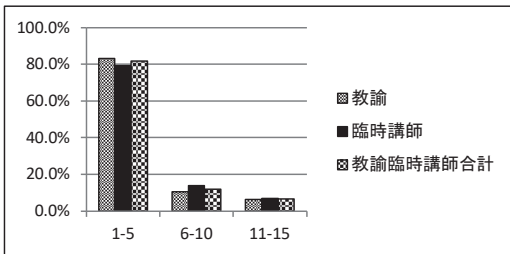


図9 令和4年度H市小学校特別支援学級担任の特別支援学級担任通算経験年数

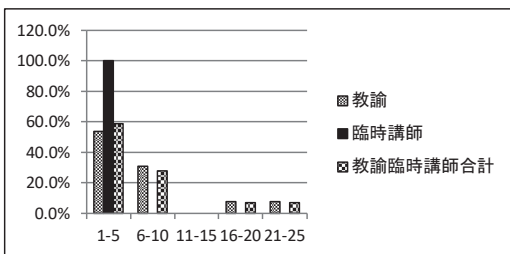


図10 令和4年度H市小学校特別支援学級担任の特別支援学級担任通算経験年数

特に、表10から12および図12から14に示したように、特別支援学級担任通算経験年数が3年以下の教員が半分以上（小学校61.8%、中学校51.7%）を占めている。

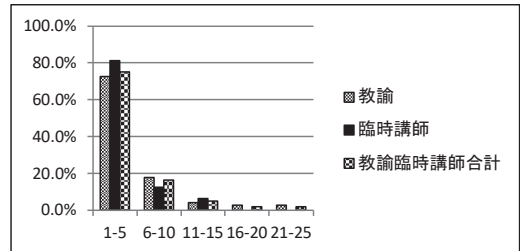


図11 令和4年度H市小中学校特別支援学級担任の特別支援学級担任通算経験年数

表10 令和4年度H市小学校特別支援学級担任通算経験年数(1年から5年)

	1年	2年	3年	4年	5年
教諭	10	11	10	6	2
率	21.3%	23.4%	21.3%	12.8%	4.3%
臨時講師	7	7	2	5	2
率	30.4%	30.4%	8.7%	21.7%	8.7%
計	17	18	12	11	4
率	22.3%	23.7%	15.8%	14.5%	5.3%

表11 令和4年度H市中学校特別支援学級担任通算経験年数(1年から5年)

	1年	2年	3年	4年	5年
教諭	2	6	4	2	0
率	7.7%	23.1%	15.4%	7.7%	0.0%
臨時講師	2	1	0	0	0
率	66.6%	33.3%	8.7%	21.7%	8.7%
計	4	7	4	2	0
率	13.8%	24.1%	13.8%	6.9%	0.0%

表12 令和4年度H市小中学校特別支援学級担任通算経験年数(1年から5年)

	1年	2年	3年	4年	5年
教諭	12	17	14	8	2
率	16.4%	23.3%	19.2%	11.0%	2.7%
臨時講師	9	8	2	5	2
率	28.1%	25.0%	6.3%	15.6%	6.3%
計	21	25	16	13	4
率	20.0%	23.8%	15.2%	12.4%	3.8%

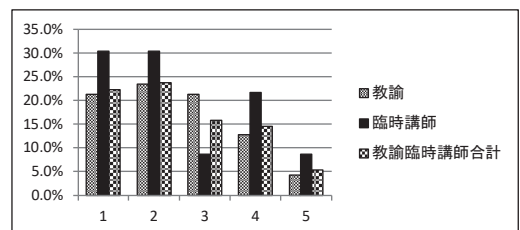


図12 令和4年度H市小学校特別支援学級担任の特別支援学級担任通算経験年数(1年から5年)

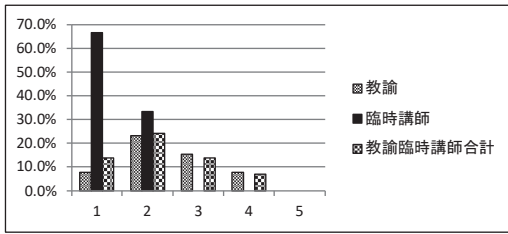


図 13 令和4年度H市中学校特別支援学級担任の特別支援学級担任通算経験年数(1年から5年)

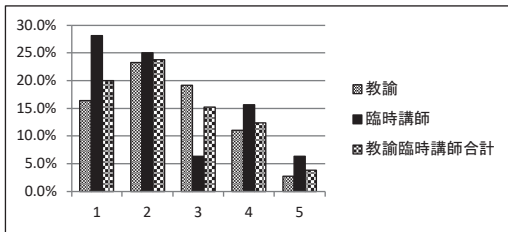


図 14 令和4年度H市小中学校特別支援学級担任の特別支援学級担任通算経験年数(1年から5年)

令和4年度H市の特別支援学級担任のうち特別支援学校教諭免許状を保有している教員は小学校で教諭23名(48.9%)臨時講師6名(20.7%)計29名(38.2%)、中学校で教諭10名(38.5%)臨時講師0名計10名(34.5%)、小中学校合計は教諭33名(45.2%)臨時講師6名(18.8%)計39名(37.15%)であった(図15)。

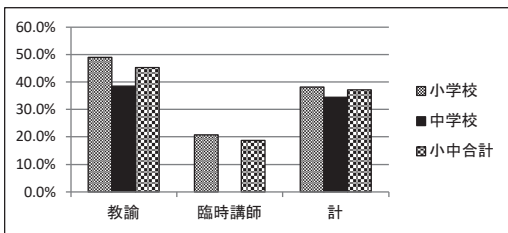


図 15 令和4年度H市特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状保有状況

③今後の特別支援学級数及び在籍児童生徒数の見通し

H市の次年度の特別支援学級数及び在籍児童生徒数の見通しは、調査の時点では、小学校の学級数は1学級減、児童数は12名増、中学校は2学級増、生徒数は18名増である。

【管理職の特別支援教育に関する経験について】

H市の小中学校の管理職は、校長24名(小学

校17名中学校7名)教頭26名(小学校17名中学校9名)である。このうち特別支援学級担任経験の無い校長は小学校14名(82.4%)中学校7名(100%)小中学校合わせて21名(87.5%)、特別支援教育コーディネーター経験の無い校長は小学校14名(82.4%)中学校5名(71.4%)小中学校合わせて19名(79.2%)であった。

また、特別支援学級担任経験の無い教頭は小学校13名(76.5%)中学校8名(88.9%)小中学校合わせて21名(80.8%)、特別支援教育コーディネーター経験の無い教頭は小学校13名(76.5%)中学校9名(100%)小中学校合わせて22名(84.6%)であった。

【特別支援教育に関する研修について】

学校全体で実施する特別支援教育に関する研修については、令和3年度・令和4年度とも年間2回という回答が最も多かった(図16、17)。令和4年度に令和3年度より増加した学校は、小学校2校中学校1校、減少した学校は小学校1校であった。

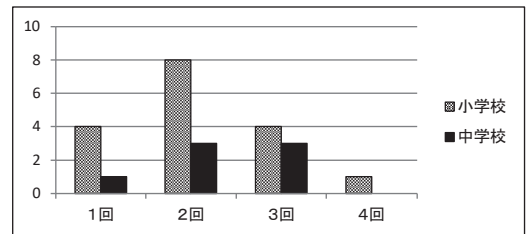


図 16 H市小中学校の特別支援教育に関する研修の回数(令和3年度)

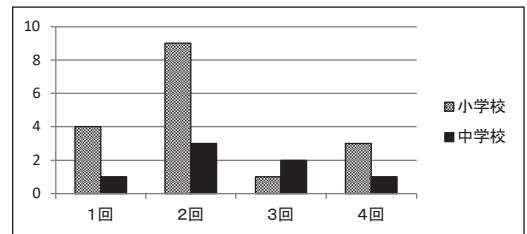


図 17 H市小中学校の特別支援教育に関する研修の回数(令和4年度)

(独)国立特別支援教育総合研究所(特総研)の「NISE学びラボ(特別支援教育eラーニング)」やその他学習コンテンツについて、「知っている」と回答した校長は9名(37.5%)、そのうち「活用したことがある」と回答した校長は2名(22.2%、全体の8.3%)であった(図18)。

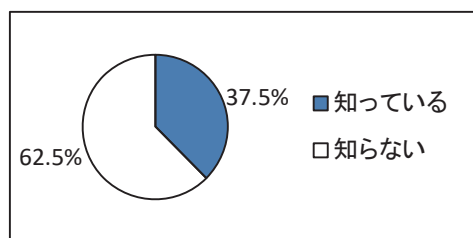


図 18 H市小中学校校長の総研の学習コンテンツ認知度

特別支援教育に関する研修で工夫していることや課題等について、自由記述から一部抜粋したものを記載する。

- ・大変よく勉強されている保護者の方もいらっしゃると思いますので、教師側も幅広く特別支援教育について研修していかなければならないと感じました。
- ・校内では、通常学級担任と支援学級担任の交換授業を行うなど、児童と直接かわり、特別支援教育の在り方について考える研修の場を設けている。理論等を学ぶ研修も大切だが、子どもを通じた実地研修が大切だと思います。
- ・自校の子どもたちに関することの校内共有だけでなく、特別支援教育で大切にしなければならないことを外部講師を招へいするなどして研修できるようにしている。
- ・年に1度は特別支援学級の授業公開を行い、それをもとに全職員で研修している。
- ・特別な支援を要する児童が増えていきます。特別支援学級はもちろんのこと通常学級においても、各担任が、特別支援教育を学ぶ必要性を感じる。本校では、特別支援教育を推進するために、特別支援教育コーディネーターおよび特別支援学級の担任を中心に、特別支援教育の専門知識を発信する他、就学指導委員会や子どもを語る会、児童の情報共有会議を開催し、具体的な事例をもとに、児童対応、関連機関との連携などを、オン・ザ・ジョブで、実施している。
- ・本校では担任や教科担任、所属学年教員に対して通級指導教室を担当している教員によるOJT的な研修が随時行われてお

り、よい研修の場となっている。今後も指導できる教員の有無にかかわらず具体的なケースを題材にして研修を進めていきたい。

・「子どもを語る会」として、特別な支援を要する児童について、個々に様子や支援内容を共有する時間をもつ。

・特別支援教育推進委員会を開催し、各学級における特別な支援を要する児童について学級担任を交えて交流し、指導・支援の方策を検討の上、学期末保護者懇談会で保護者と連携している。

【教師の専門性の向上に関することについて】

①報告で示された教師の専門性の向上のための具体的な方向性について

この方向性に対して、賛成8名（小学校4名、中学校4名）、どちらかと言えば賛成14名（小学校12名、中学校2名）、どちらかと言えば反対2名（小学校1名中学校1名）、反対0名であった（図19）。

この方向性について、自分の学校での実施について、実施できる2名（小学校1名、中学校1名）、どちらかと言えばできる6名（小学校4名、中学校2名）、どちらかと言えばできない13名（小学校9名、中学校4名）、実施できない3名（小学校3名）であった（図20）。

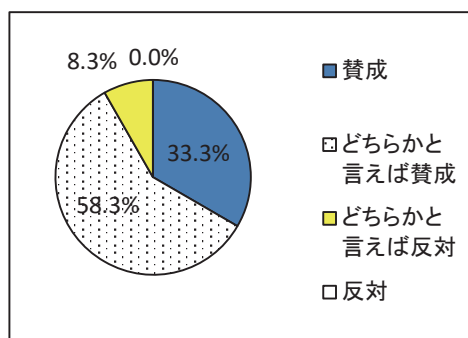


図 19 報告で示された具体的な方向性に対するH市小中学校校長の回答

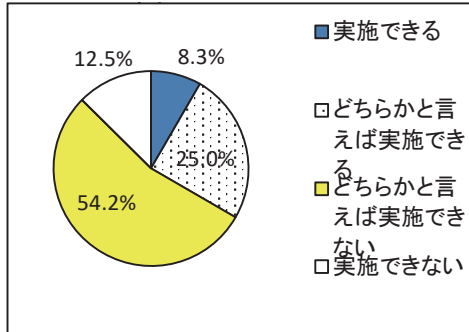


図 20 報告で示された具体的方向性の実施に対する
H市小中学校校長の回答

実施する場合、課題となることや校長としての要望等、自由記述から一部抜粋したものを記載する。

【小学校】

- ・特別支援学級担任の経験は、教員の専門性を高める意味からも重要と考える。
- ・この時期、次年度に向けて特支担任希望の有無は把握できていないが、今後の特別支援学級の増加や教員の指導力・資質向上に向け、青年教員を積極的に特支級担任とし、経験を積ませたい。
- ・通常学級の担任が、特別支援教育の経験を積み教員としての資質向上につながり、安定した学級経営に資することは理解できますが、10年までに通常学級での複数学年担任を経験することも難しい状況から、小学校ではもう少し年数が必要だと考えます。
- ・特別支援学級が、少ない学級数しかない学校で、若手教員が急増している現状では、10年以内に特別支援教育を複数年経験するという「教師の」専門性の向上のための方策を実現するためには、担任を2年程度ごとに次々と変えていくことが必要となる。また、支援学級担任が教職経験の少ない若手ばかりになることも考えられる。このことが「子どもたちのために」よいこととは考えにくい。特別支援学級の子どもたちは、教師との人間関係を築くまでに多くの時間が必要な場合があり、2年程度ごとに担任がころころと変わっていくこと

がよいことなのか、議論を要する。一方で、支援学級の担任が長期間固定化されてしまうことには反対である。どれくらいのサイクルで、担任を交代させていけばいいのか、悩ましいことである。

- ・特別支援学級の児童・保護者からすると、児童に特別な配慮が必要とされることもあり、指導・支援の一貫性から、担任が毎年のように変わるのではなく、一定の期間継続させることも必要と考える。

- ・知的学級在籍児童が7名となり多人数のため、現実的にやはりベテランの教員を配置してしまう状況である。

- ・特別な支援を要する子どもが増えている中、すべての教員が特別支援学級を経験し、特別支援教育に精通することは大変意義深いと考える。しかし、小学校には、余剰な人員はなく、通常学級の担任を輪番的に特別支援学級の担任にすることは不可能である。通常学級に、特別な支援を要する児童が多く混在し、経験年数の少ない若手教員が増えている中、力量のある教員を通常学級の担任から外す余裕がないからである。また、教員の中には、多人数での指導が十分でない者もあり、全教員が同じ力量であるとする机上の空論では、学校現場は回らない。働き方改革も含め、低・中・高学年・特別支援学級に各一人ずつ、副担任のような人員を配置してもらえると、様々な学校経営・運営が想定できる。

- ・全ての新規採用教員が10年以内に特別支援学級の担任を複数年経験するというのは、学校運営上難しいと思われます。例えば、特別支援学級の授業を週に1～数時間程度受けもつ等、授業を通して特別支援学級児童との関わりをもち学ぶという柔軟なやり方の方が現実的だと思います。

- ・育休等の事故者も多く、補充の講師が見つからない状況にある。「30人もの担任はできないが、少人数の特支学級なら担任業務を頑張れそうだ。」と話す年間講師も多く、そういった者の頑張りどころとして特別支援学級担任の枠を確保したい思いもある。

・本校のような小規模校は正教員の数も少なく、学級担任の3分の1が、産育休補充や欠員補充の年間臨時講師が担っている。よって特別支援学級の担任も限られた人員の中で決めなければならない。

・教師の専門性向上の観点から言えば、様々な経験をさせることの必要性は高いと感じるが、新規採用から10年という期間が決められていることに課題を感じる。この方針も踏まえた人事配置となることを期待する。新採～10年で2市町以上の経験という方針もあり、若手教員の負担やストレスが増大することを懸念する。特支の担任が頻繁に替わることも考えられるため、児童および保護者に不安を感じさせないようにする工夫が必要となる。上記のことを考えると、10年以下の教員が初めて特別支援学級担任となる場合には、相談しやすく、指導やアドバイスができる教員の配置や、学校および市町や県による研修体制も構築できると良い。

・特別支援学級の担任等の経験は、教員としてたいへん学ぶことの多い体験になると思います。しかしこの体制を進めていくには特別支援学級に在籍する子どもたちにきめ細かな対応や個々の児童に必要な応じた教育ができるように、大学等での事前の研修、特別支援学級での実習等が必要であると思います。担任をしながらの研修等ではより個に応じた教育が必要な子どもたちに、十分な教育ができるのか不安があります。

・大学での教員養成課程において、特別支援教育に関する専門性を育てることができるよう講義や演習等の内容を検討してほしい。

・若手教員の負担感や多忙感を軽減しつつ、特別支援教育の重要性を自覚しながら主体的に学んでいける制度設計をお願いしたい。

【中学校】

・特別支援教育の体制にかかわって市町間格差が大きく、支援員の数等はもちろんのこと、コーディネーター育成の姿勢が全

く違っている。特に小学校での早期発見、早期対応が胆であるが、課題の先送りが否めない。市教委の指導性と専門性が喫緊の課題だと感じている。

・特別支援教育の重要性等から趣旨は理解できるが、各校の実情からすべての新規採用10年目までの教員を対象とすることは現実的に無理である。

・長い目で見ると特別支援教育の視点が教員の資質向上に資するものであることは理解できるが、学校の現状は産育休やメンタルでの補充者（臨時講師）が多い中で何とか1年間を回すことが精一杯の状況である。通常学級も含め担任を確保することすら難しい中では厳しい条件である。

・特別支援教育を担う教員を養成するために、全ての新規採用教員がおおむね10年目までの期間内に特支学級の担任することにより、知識や経験をもつ教員と比べて生徒や保護者から信頼を得られるか。また、通常学級の担任を、臨時講師がする状況が増えたり、50代のベテラン教員がする状況になったりと、教員の希望に添った校内人事が難しくなる。10年目までの教員には、教員の特性によっても異なるが、通常学級の担任をしながら、さらに力量を高めたり学年全体を見る立場を経験させたりするなど、学級担任としての力量を高める時期である。特別支援教育の重要性は理解できるが、現場での養成より研修等で養成することを優先して取り組むべきと考える。

・まずは通常学級での経験を積み、学級経営や教科指導に自信をつけたあと、特別支援教育へと考えているが、3年で異動となると難しい面もある。

・生徒指導、保護者対応等で学校内の教員で要となるものを想定し校内組織を考えたととき特別支援教育を担う教員の養成を第一優先で考えられない。

・採用段階において「特別支援教育」を専門として教員を続ける枠を現在の採用枠と別に設けることで、地域や市町単位で核となる教員を配属できると思う。現状の教員数の枠で解決することは困難であると感じる。

4 考察

(1) 特別支援学級に関することについて

①特別支援学級数及び在籍児童生徒数について
報告の参考資料では令和3年度の小・中学校等の特別支援学級在籍の児童生徒数が義務教育段階の全児童生徒数に対する割合は3.4%とある。H市小中学校の特別支援学級在籍児童生徒数は、令和4年度5.3%でこれを上回っている。H市全体の児童生徒数が減少傾向にあるにも関わらず、特別支援学級在籍児童生徒数は増加しており、併せて特別支援学級数も増加している。

また、次年度H市の特別支援学級数及び在籍児童生徒数の見通しは、小学校については就学前の子どもがどれくらい特別支援学級に在籍するかわからない面もあるが、中学校については現在小学校で特別支援学級に在籍している児童のほとんどが中学校に入学してくることが予想される。小学校での特別支援学級在籍児童の現状を考えると、今後中学校においては学級数、在籍生徒数共に増加することは間違いない。このことから、特に中学校では、数年先を見通し、計画的に特別支援学級の担任の育成に取り組むことが必要になってくる。

筆者も校長としてH市特別支援教育推進委員会答申を参考にしながら保護者や児童生徒と面談をしてきた。どの保護者も自分の子どもの障害についてきちんと理解されており、特別支援学級でのより充実した教育を望まれていた。一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要^[5]とされている。今、子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた教育を推進することは学校の責務であり、特別支援教育を重点とした学校経営の重要性が高まっていることを校長は強く認識しなければならない。

②特別支援学級の担任について

○特別支援学級担任に対する臨時講師の割合

令和4年度のH市では、特別支援学級担任について、小学校の臨時講師の割合は38.2%、中学

校の臨時講師の割合は10.3%で、小中学校合わせると、臨時講師の割合は30.5%である。報告では、特別支援学級の臨時的任用教員の割合は小学校23.69%、中学校23.95%であり、特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的な視野に立って計画的に育成・配置されているとは言い難い現状にあると指摘している。H市では、小学校では特別支援学級担任の臨時講師の割合がこれを大きく上回っている。学校経営上臨時講師を特別支援学級の担任にせざるを得ない事情がある学校もあり、計画的な育成・配置まで考えて担任を決めることができるようにするためには、教員配置定数や様々な人的資源の活用等の改善充実が不可欠である。

○特別支援学級担任の教職経験年数

H市の小中学校における特別支援学級担任の教職経験年数の特徴として、小中学校とも教職経験6年目から15年目までの教諭が占める割合が多くなっている。このことは、若手の教員が長期的な視野に立って計画的に育成・配置されていることを示唆するものとも言えるが、他の事情からそうせざるを得ないケースもある。筆者も、育児や介護など家庭状況を考慮し教員の負担軽減のために特別支援学級の担任にしてきたこともある。

また、教職経験年数が31年以上の教員が多いことも特徴として挙げられる。小学校では臨時講師の担任29名中12名(41.4%)、中学校では教諭の担任26名中10名(38.5%)となっている。小学校の場合ほとんどの教員が学級担任をしなければならないが、臨時講師として任用される場合通常学級の担任を敬遠し、担任を希望しないかもしくは特別支援学級の担任を希望する場数が少なくない。中学校の場合は、学校規模にもよるが教務主任や生徒指導主事、学年主任等はある程度経験年数のある教員がすることが多く、通常学級の担任は若手教員や中堅教員が多くを占める。S県全体の教員の年齢構成からも教職経験31年以上の教員も多く、このような状況から経験年数の多い教員が特別支援学級の担任をするケースが増えているものと思われる。

○特別支援学級担任通算経験年数

H市の小中学校の特別支援学級担任経験年数については、小学校中学校どちらも1年から5

年の教員の割合が最も多かった。特別支援学級在籍児童生徒の増加により学級数が増えているため、これまで特別支援学級担任の経験がない教員も担任をせざるを得ない状況になっていることがうかがえる。このことは、H市に限らず、S県総合教育センターの「特別支援学級新任担任研修」でも年々受講者が増えている（表13）ことからS県全体としても同様の状況であると推察される。

表13 S県総合教育センター「特別支援学級新任担任研修」受講者数

	R2	R3	R4
小学校	92	108	108
中学校	52	45	51
計	144	153	159

※令和2年度から中核市のO市は独自で研修を実施。

※特別支援学級新任担任の全てが受講しているとは限らない。同じ学校で複数の新任がいる場合、校内事情等から全員は受講できないことがある。臨時講師が担任の場合受講しない場合もある。

H市では特別支援学級担任通算経験年数が3年以下の教員が半分以上を占めており、これらの教員も含めた特別支援教育に関する研修の充実が喫緊の課題となる。

また、小学校は16年以上の教員がいないが中学校では4名あった。中学校の場合積極的に特別支援学級の担任を希望する教員はそう多くはない。H市の場合は人事異動においても、特別支援学級の担任経験がある教員が異動した先でも特別支援学級の担任をするというケースは少なくない。校長には、このような特別支援学級担任の経験豊富な教員を活かした校内研修やOJT等で他の教員の特別支援教育についての専門性の向上の取組を工夫し実施することが求められる。

○担任の特別支援学校教諭免許状所有の有無について

H市の特別支援学級担任のうち特別支援学校教諭免許状を保有している教員は小学校38.2%、中学校34.5%で、報告にある31.1%（令和3年度）をやや上回っている。報告にもあるように、中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（平成27年12月）」^[6]において、

「小中学校の特別支援学級担任の所持率も現状の2倍程度を目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される」としている。特別支援学校教諭免許状を保有している教員が特別支援学級を担任することが望ましいことは言うまでもない。S県の場合小中学校の教員採用選考試験において特別支援学校教諭免許状を有する者または取得見込みの者には加点が実施されることもあり、今後は保有率の増加も見込められると思われる。しかし、教員になってからは、教員の働き方改革が喫緊の課題となっている学校現場において、新たに特別支援学校教諭免許状の取得を求めることは、かなり高い意識と意欲がなければ非常に難しい。これらのことから、特別支援学校教諭免許状の取得については、教員の養成段階から何らかの手立てを講じなければならない。

また、特別支援教育を必要とする児童生徒数の増加に伴い、発達検査をする機会が増えているが、H市においては発達検査ができる者が少なく、発達検査ができる教員の育成が喫緊の課題となっている。このことは他の多くの市町でも同様の状況にあり、県教育委員会や総合教育センターでの研修、大学での講座等、県全体として取り組むべき課題となっている。

(2) 管理職の特別支援教育に関する経験について

H市の小中学校の管理職のうち特別支援学級担任経験の無い校長は小中学校合わせて21名（87.5%）、特別支援教育コーディネーター経験の無い校長は小中学校合わせて19名（79.2%）であった。報告には、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が特別支援教育に携わる経験が無いとあり、H市ではこれを上回る。しかし、H市の現管理職の多くが教諭時代には通常学級の担任として実績を積み、学年主任や教務主任、生徒指導や教育相談等学校の中核となって学校運営を支えてきている。現管理職を推薦した当時の在籍校の校長とすれば、意図的に特別支援学級の担任をさせようと思わない限り、学校経営上校内組織を考える上で、これらの教員に特別支援学級の担任をさせるということはあまり選択肢に無かったものと考えられる。

報告では、多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校

経営を実施していることを指摘している。確かに、特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーターの経験があるに越したことはないが、これらの経験が無くても、学級担任や学年主任として特別支援教育を必要とする児童生徒や保護者と関わり、また、生徒指導主事（主任）や教務主任等全校的な視野で特別支援教育を推進する経験をすることで、特別支援教育に関する程度の知識や経験は身につけられる。

「チームとしての学校」でも専門能力スタッフの活用が言われている^[7]が、特別支援教育に関する人材をどうマネジメントして学校経営を進めていくかが重要であり、特別支援学級等での教職経験の有無は校長の学校経営においてそれほど重視しなくてもよいと考える。

(3) 特別支援教育に関する研修について

学校全体で実施する研修については、特別支援教育に関する研修だけでなく、人権研修や不祥事防止研修等様々な研修を行わなければならない。そのため1年間を見通して計画的に実施しなければならないが、どの研修もまんべんなく実施するとなると、特別支援教育に関する研修も年間2回から3回となり、軽重をつけて意図的に回数を増やしたり、研修の形態や内容を工夫したりしなければ、一人一人の教員が特別支援教育についての専門性を十分向上させることはできない。筆者はH中学校校長時、特別支援教育を校内研究のテーマとして設定し、年間を通して個々の教員が特別支援教育に対する意識を高めることに努めた。校長は学校経営を進めるうえで、特別支援教育の重要性について校長としての考えや思いを発信し、一人一人の教員が特別支援教育についての意識を高めるようにしていくことが重要である。

H市の学校では、学校全体の研修で特別支援教育に関する理論や知識、具体的な指導等についての研修を実施したり、特別支援学級の授業公開や子どもを語る会等特別な支援を要する子どもについて教員間で支援内容等を共有したりする研修を実施している。また、令和4年度から始まった副籍制度について研修した学校もあった。新たな制度等その時に課題となることについての研修も必要となるが、子どもの実態や保護者の要望等、日々目の前にいる子どもにどの

ように対応していくのかという即実践につながる内容については、年間計画で実施する研修だけでなく、OJT的に機会を捉えて少人数・短時間で実施していくことが必要である。

また、(独)国立特別支援教育総合研究所(特総研)の「NISE学びラボ(特別支援教育eラーニング)」やその他学習コンテンツについては、H市小中学校校長では認知度が高いとは言えない。コロナ禍で教職員の研修の形態についても、従来の集合型からオンデマンド型に移行している。自分が学びたい時に自分のペースで学ぶことができるこれらの学習コンテンツを有効に活用して、一人一人の教員が特別支援教育についての専門性を向上させることも必要である。

教員個々の特別支援教育についての専門性を向上させるための研修については、学校ごとに任せるのではなく、県教育委員会や市町教育委員会、県総合教育センターでも学習コンテンツの活用も含め研修の機会の確保と充実を求めたい。

(4) 教師の専門性の向上に関することについて

報告に示されている具体的方向性について、「賛成」「どちらかと言えば賛成」の肯定的な回答は22名(91.7%)でほとんどの校長が趣旨は理解し賛成している。しかし、実際に自分の学校で実施するとなると、「できない」「どちらかと言えばできない」の否定的な回答が16名(66.7%)と、実施に対して困難さを感じている。

自由記述から、教員の特別支援教育についての専門性の向上の必要性は感じており、報告の具体的方向性について一定理解はしていることがわかる。しかし、実際自分の学校で実施するとなった場合、いくつかの点で課題があるとしている。以下課題を5点に整理した。

- ①限られた人員の中で、年齢構成や経験年数、他の校務分掌等多くのことを考慮して学級担任の決定をしなければならず、特に学級担任以外の教員が少ない小中規模の学校では実施が困難である。
- ②定数内の臨時講師に加え、産育休補充の臨時講師等、臨時講師の確保が困難な状況の中、特別支援学級担任を条件に臨時講師として任用されることを希望するケースがあり、教諭を特別支援学級担任にできない場合もある。

- ③子どもの実態に合わせた指導の継続性という視点から、ある程度の年数を同じ教員が担任をした方が良いケースもある。子どもや保護者との信頼関係の構築・継続という点からも、若い教員の専門性の向上を優先することで子どもが犠牲になることがあってはならない。
- ④教員個々の資質能力や特別支援教育に対する意欲、ライフステージの考え等を考慮して人材育成をしようとすると、採用から10年目までに特別支援学級担任をすることが必ずしもその教員のためになるとは限らない。
- ⑤S県の場合、新規採用から3年で異動、10年までに2地域(市町)を経験するという人事異動の基本方針がある。各市町の中だけでも特別支援学級担任経験の有無を考慮した人事異動すら難しいと思われるが、全県的な取組とならなければ、この方向性の実施は難しい。多くの校長がこれらの課題があると考えている現状で、報告で示された教師の専門性の向上のための具体的方向性にある「全ての新規採用教員がおおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験することとなる状態を目指し、人事上の措置を講ずるよう努める」については、「特別支援学級の教師」ということを特別支援学級担任と解釈すると、この方向性の実現はかなり困難であると考ええる。

5 まとめ

「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について(通知)」(令和4年3月31日文科科学省)^[8]では、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のために学校教育が果たすべき役割や、特別支援教育を受ける児童生徒のみならず、通常の学級における障害のある児童生徒数の増加を踏まえ、全ての教師が、特別支援教育に関する理解を深め、専門性を持つことが重要となっている、また、特別支援教育において蓄積されてきた「個別最適な学び」と「協働的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず教育全体の質の向上に寄与することが期待されているとしている。そして、全ての新規採用職員が概ね

10年以内に特別支援教育を複数年経験することとなるよう人事上の措置を講ずるよう努めること等、特別支援教育を担う教師の更なる資質向上に一層取り組むことを求めている。

また、第208回国会において、「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」(令和4年法律第40号。以下「改正法」という。)^[9]が成立し、令和4年5月18日に公布された。新たな研修制度において、教員の資質の向上に関する指導助言等は校長等が実施することを想定している。つまり、校長は、任命権者が作成した教員育成指標及び教員研修計画を踏まえ、個々の教員の研修歴も考慮して資質向上のための指導助言を行わなければならない。

そこで、S県およびH市の特別支援教育に関わる教師を取り巻く現状から、報告及び改正法の趣旨を踏まえ今後の学校における教師の特別支援教育に関する専門性の向上や研修の在り方等について、校長としての学校経営をする視点から述べる。

(1) 研修について

学校における研修の場としては、年間計画に基づく学校全体での研修と教員個々の主体的な研修が考えられる。学校全体の研修では、特別支援教育に関する研修だけでなく様々な研修を行わなければならない。そのため教員一人一人の特別支援教育についての専門性を向上させるためには、学校全体での研修に加えて、校長が教員一人一人の特別支援教育についての考え方や意欲、特別支援教育の経験や研修歴等を考慮し、個々の教員の実態に合わせて特別支援教育についての専門性を向上させる機会も設定するよう努めなければならない。特別支援教育についての専門性を向上させる機会としては、実際に特別支援学級の子どもをはじめ特別支援教育を必要とする子どもと接して実践の経験を積み上げることと、教員個々の主体的な研修によって専門性を向上させることが考えられる。

教員個々の主体的な研修によって専門性を向上させることについては、教員の多忙化が大きな問題となり働き方改革が求められている学校現場において、さらに新たに学校全体で研修の時間を確保することは困難である。そのため日々目の前にいる子どもにどのように対応して

いくのかという即実践につながる内容について、特別支援学級担任の経験豊富な教員や管理職も参加してOJT的に機会を捉えて少人数・短時間で実施していくことが必要である。その際、校長が育てたい教員を意図的に参加させることで、その教員の特別支援教育についての専門性を向上させることが可能となる。また、様々な学習コンテンツ等を有効に活用して、自分が学びたい時に自分のペースで学ぶことができるような機会や体制づくりを進めることが必要である。

(2) 特別支援教育の経験について

特別支援教育の経験を積み上げるということについて、全ての教員が特別支援学級の担任を経験することは現実的でない。しかし、学級担任としてではなく授業担当者として実際に特別支援学級の子どもの指導をすることは可能であり、中学校では障害種別によっては各教科の教員が特別支援学級で授業を行っている。小学校でも教科担任制や担任間の交換授業等特別支援学級の担任以外の教員が授業をすることを積極的に取り入れている学校もある。S県では令和4年度から小学校への専科教員の配置が増加したこととも合わせ、通常学級の担任が特別支援学級の授業を担当することも実施しやすい環境が整いつつある。各学校での工夫で、個々の教員の特別支援教育の経験を積み上げることは十分可能である。

(3) 特別支援学級の担任について

条件を整えることで人材育成の視点から計画的に特別支援学級の担任を経験させることができれば積極的に進めるべきである。筆者自身も1年間ではあるが特別支援学級の担任を経験しており、その経験はその後の教員人生においても自身の信念として大きな影響を与えている。その経験もあり、H中学校校長時には若手教員の育成の視点で積極的に若手教員を特別支援学級の担任にしてきた。担任となった当初は戸惑いもあり日々の生徒指導や保護者対応で悩み苦しんだ若い教員が、様々な経験を積み上げ自信をもち、校長面談で特別支援学級の担任の経験が自分にとって大きな財産となったと言ってくれた時の喜びは筆者にとってとても大きいものであった。特別支援学級の担任までは無理で

あっても、若手教員を特別支援教育推進委員会等のメンバーとして校内の特別支援教育の推進に関わらせたり、OJTに特別支援教育に関することを取り入れ若い教員を意図的に参加させたりすることはどの学校でもできることである。

(4) 教員の特別支援教育に対する意識と学校風土について

学校現場において特別支援学級担任を決める時なかなか決まらないということは少なくない。その背景には、近年では特別支援学級に暴力行為等の生徒指導上の課題がある子どもが在籍するケースが増えていることも一因であると考えられる。さらに、特別支援学級担任に対する意識や学校の風土もあると思われる。筆者の経験からも、特別支援学級の担任より通常学級の担任を希望する教員が格段に多いことは実感している。H中学校でなぜ特別支援学級の担任を希望しないのか数名の教員に尋ねたことがあった。体育祭や合唱コンクール等の学校行事で「自分の学級」の担任として生徒と共に感動を共有したいとか、経験がないためどのような指導をしたらいいのかわからないことを理由としていた。通常学級の担任をすることが常道で特別支援学級の担任をすることはイレギュラーなことという意識が多くの教員の中にあるのではないだろうか。さらに筆者が教育行政で人事に関わった際、校長の中には通常学級の担任を任せられないから特別支援学級の担任をさせるという考えで担任を決定しているケースも散見された。このようなことから、学校現場において特別支援学級の担任と通常学級の担任との間に目に見えない意識の壁とでも言うべきものがあると考えられる。このことは筆者自身の1年間の特別支援学級を担任した時にも感じたことである。H中学校で特別支援学級を担任した若い教員から「学年集団との距離感」という表現で悩みを吐露されたこともある。しかし、H中学校では、毎週特別支援学級担任の会議に校長が参加したり、生徒指導主事が積極的に特別支援学級の生徒に関わり全校に情報発信をしたりした。そして、特別支援学級の担任が、他の教員の関わり方が変わってきているのが嬉しいと話してくれたことから、特別支援学級担任の孤立感は解消され、学校全体の特別支援学級に対する

意識も高まっていったと感じている。校長として、特別支援学級担任が孤立感を感じない、個々の教員が特別支援教育に対する意識が高まるような風土づくりに努めることが重要である。

(5) 特別支援教育の推進と人材育成

本稿冒頭で記載した先行研究のように、特別支援学級の担任でなくても特別支援教育についての専門性を向上させることは、通常学級での実践や学校の特別支援教育推進に必ず役立つ。校長は、改正法や報告の趣旨を踏まえ、自校の特別支援教育の推進と共に、教員個々の特別支援教育についての専門性の向上のために、各校の実情に合わせた取組を進めなければならない。特別支援学級担任を含めた特別支援教育の経験をどう積み上げさせるか、特別支援教育に関する研修の機会をどう確保していくのか、面談等一人一人の教員とのコミュニケーションを密にして、人材育成の視点をもって長期的なビジョンを示していくことが必要である。さらに、特別支援学級担任がやりがいを実感し、他の教員も含め学校全体の特別支援教育に対する意識が高まるような風土づくりに努めることが重要である。

グローバル化、情報化の進展等、社会が急速に変化するとともに、先行きが不透明で予測困難な時代が到来する中、学校現場でも課題が複雑化、多様化している。そのことによって教員の多忙化は今や社会問題となり、様々な視点から学校改善の取組が行われている。

そのような学校現場において、校長として、

特別支援教育や教員個々の専門性の向上について学校経営の中でどのように位置づけ実践していくは、今後さらに探求されなければならない。

【文献】

- [1] 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告（2022.3）
- [2] 秋山邦久（2004.3）. 「特別支援教育に対する小中学校教員の意識に関する調査研究」『人間科学研究』文教大学人間科学部第26号
- [3] 相磯沙希・都築繁幸（2009.2）. 「通常の学級担任の特別支援教育への意識に関する研究」『障害者教育・福祉学研究』第5巻愛知教育大学
- [4] 高梨啓子・石川由美子（2021.8）. 「通常学級での特別支援教育に対する教員の意識に関する一考察－小学校教員へのインタビュー調査を通して－」宇都宮大学共同教育学部教育実践紀要第8号別刷
- [5] 中央教育審議会答申（2021.1）. 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」
- [6] 中央教育審議会答申（2015.12）「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」
- [7] 中央教育審議会答申（2015.12）. 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」
- [8] 文部科学省通知（2022.3.31）「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について（通知）」
- [9] 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（2022.7）

